ポスト

令和８年11月18日
金融庁

「銀行法施行規則」等、「自己資本比率規制（第１の柱・第３の柱）に関する告示」等及び「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）の公表について

金融庁では、今般、「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」の一部改正案等を別紙のとおり取りまとめましたので、パブリックコメントを実施します。

１．改正の概要

本件は、以下の改正案についてパブリック・コメントを実施するものです。
具体的な内容については、（別紙１）～（別紙14）をご覧ください。

【１】傘下ファンドの持分に応じた連結

今夏に公表された「成長投資を促進するための金融戦略」を受け、銀行等の傘下ファンドの持分に応じた連結を可能とするため、自己資本比率規制をはじめとする関連規定を改正するものです。

その他、３柱開示及び持分に応じた連結の開始・中断に係る届出の根拠規定を府省令・告示に、届出様式を監督指針に整備します。

また、レバレッジ比率・流動性比率・TLAC規制に係る告示について、連結範囲を自己資本比率算出に係る連結範囲と同一とすることを明確化する規定整備を行います。

併せて、国内基準行向けの３柱開示様式の経過措置の期限切れ項目について、整備を行います。

（注）銀行以外の業態については、同様の改正を行う予定です。詳細については、「３．上記の改正案で示した業態以外の業態に関する府省令・告示・監督指針について」をご覧ください。

【２】銀行持株会社における国際統一基準行の定義

- 国際統一基準行の定義に係る銀行持株会社における関連告示について、規定の整備を行います。

２．府省令・告示・監督指針の一部改正案

【１】傘下ファンドの持分に応じた連結

（１）府省令

○ **本件で公表する府省令の一部改正案**

（別紙１） 「銀行法施行規則」の一部改正案

（２）告示

相談・手続・採用情報
- 各種窓口のご案内
  - 金融サービス利用者相談室
  - 金融行政モニター
- 情報公開等
- パブリックコメント
- 申請・届出・照会
  - オンライン行政手続
- 入札公告等
- 採用情報

金融庁の行政相談においては、「業務の範囲や程度を明らかに超える苦情相談」への対応について方針を定めています。

新着情報配信サービス
金融事業者一括検索機能
金融庁チャットボット（よくある質問）
金融庁ソーシャルメディアアカウント
関連リンク
金融庁金融研究センター
証券取引等監視委員会
公認会計士・監査審査会

○ **本件で公表する自己資本比率規制（第１の柱）に関する告示の一部改正案**

（別紙２） 「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」の一部改正案

（別紙３） 「最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件」の一部改正案

○ **本件で公表する自己資本比率規制（第３の柱）に関する告示の一部改正案**

（別紙４） 「銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」の一部改正案

○ **本件で公表する流動性比率（第１の柱）に関する告示の一部改正案**

（別紙５） 「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準」の一部改正案

○ **本件で公表するレバレッジ比率（第１の柱）に関する告示の一部改正案**

（別紙６） 「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準」の一部改正案

○ **本件で公表するTLAC規制に関する告示の一部改正案**

（別紙７） 「銀行法第十四条の二の規定に基づき銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準」の一部改正案

（３）監督指針

○ **本件で公表する監督指針**

「主要行等向けの総合的な監督指針」（様式・参考資料編）【新設】

（別紙８） 4-29-2 連結自己資本比率を算定する際の持分に応じた連結の方法の使用

（別紙９） 4-30-2 連結自己資本比率を算定する際の持分に応じた連結の方法の使用の中断

【２】銀行持株会社における国際統一基準行の定義

○ **本件で公表する自己資本比率規制（第１の柱）に関する告示の一部改正案**

（別紙10） 「銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」の一部改正案

○ **本件で公表する流動性比率（第１の柱）に関する告示の一部改正案**

（別紙11） 「銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準であって、銀行の経営の健全性の判断のために参考となるべきもの」の一部改正案

○ **本件で公表する流動性比率（第３の柱）に関する告示の一部改正案**

（別紙12） 「銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ホ等の規定に基づき、経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項のうち、流動性に係る健全性を判断するための基準に係る事項 」の一部改正案

○ **本件で公表するTLAC規制に関する告示の一部改正案**

（別紙13） 「銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準であって銀行の経営の健全性の判断のために参考となるべきもの」の一部改正案

３．上記の改正案で示した業態以外の業態に関する府省令・告示・監督指針について

別紙１で示した改正案については、銀行以外の業態に関する府省令において、
別紙２、４～７で示した改正案については、銀行以外の業態に関する告示において、同様の改正を行う予定です。
また、別紙８・９で示した様式については、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」、「系統金融機関向けの総合的な監督指針」において同様の様式を新設する予定です。
対象となる告示及びそれらを定める根拠となる法令の条項については、一覧表（別紙14）をご覧ください。

４．施行・適用日

本件に係る府省令・告示・監督指針の一部改正・新設様式については、令和９年（2027年）３月31日から施行・適用します。

５．御意見について

これらの案について御意見がありましたら、令和８年12月18日金曜日15時00分（必着） までに、氏名（法人その他の団体にあっては名称）、職業（法人その他の団体にあっては業種）、連絡先（住所、電話番号又は電子メールアドレス）及び理由を付記の上、郵便により下記送付先にお寄せください。電話による御意見は御遠慮願います。

インターネットによる御意見は、下記e-Govウェブサイトにお寄せください。

御意見をお寄せいただいた方の氏名（法人その他の団体にあっては名称）については、開示の請求等があった場合には、御意見の内容とともに開示いたしますので、御承知おきください。開示の際に匿名を希望される場合は、御意見の冒頭にその旨を明確に御記載ください。なお、開示に当たっては、御意見の内容に、（１）個人に関する情報であって特定の個人が識別され得る記述がある場合、又は（２）法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せることがございます。

なお、御意見に対しての個別の回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。

インターネットによる御意見はここをクリックしてください。（e-Gov へリンク）

御意見の送付先

金融庁　銀行・証券監督局　総務課　健全性基準室
郵便：〒100－8967
東京都千代田区霞が関３－２－１中央合同庁舎第７号館
URL：https://www.fsa.go.jp/

問合せ先

- **電話受付**
  受付時間：平日10時00分～17時00分
  電話番号：０５７０－０１６８１１（ＩＰ電話からは０３－５２５１－６８１１）
- **ウェブサイト受付**

（注）金融行政等に関する一般的なご質問等は金融サービス利用者相談室で承ります。

所管

銀行・証券監督局　総務課　健全性基準室（内線2358）
（別紙３に関する事項）
銀行・証券監督局　大手証券等モニタリング室（内線2274）

サイトマップ

- 金融庁について
  - 組織
    - 大臣・副大臣・政務官
    - 金融庁の概要
- 報道・広報
  - 報道対応
    - 報道発表資料
    - 記者会見
    - 大臣談話等
- 政策・審議会
  - 基本方針等
    - 金融行政方針
    - 政府方針における金融庁関連の施策
- 法令・指針等
  - 所管法令等
  - 検査・監督の基本方針等
- 金融機関情報
  - 全金融機関共通
  - 預金取扱金融機関（銀行等）関連
  - 保険会社関連
- 国際関係情報
  - 国際関係の取組み
    - 国際金融センター
- アクセスＦＳＡ（広報誌）

- 金融庁の改革
- 所管の法人
- 予算・決算
- 政策評価
- 採用情報

- 広報活動
  - アクセスＦＳＡ（広報誌）
  - 白書・年次報告
  - 職員による講演等
  - 職員による寄稿等
  - 利用者の方へ
  - 注意喚起情報
  - 業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点
  - よく閲覧されているページ

- 政策テーマ・施策
  - 政策テーマ等一覧（金融行政方針との関連）
  - 政策テーマ等一覧（全体）
- 審議会・研究会等
  - 審議会・研究会等一覧
- 研究・調査
  - 金融研究センター

- 基本方針・ディスカッションペーパー一覧
- 監督指針・事務ガイドライン
  - 監督指針一覧
  - 事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）一覧
- 告示・ガイドライン・Ｑ＆Ａ等
  - 告示・ガイドライン・Ｑ＆Ａ・法令解釈事例集一覧
- 金融上の行政処分等

- 金融商品取引業者等関連
- 金融会社関連

- 金融庁グローバル金融連携センター（GLOPAC）
- 監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）事務局への活動支援
- 国際基準設定主体等の公表資料等
  - 金融安定理事会（FSB）
  - バーゼル銀行監督委員会（BCBS）
  - 保険監督者国際機構（IAIS）
  - 証券監督者国際機構（IOSCO）
  - 金融活動作業部会（FATF）
  - その他

▲ ページの先頭に戻る

利用規約・免責事項/著作権 | プライバシーポリシー | ウェブアクセシビリティ | アクセス | 御意見・問い合わせ | 各種情報検索サービス（EDINET等） | 関連リンク

金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government　（法人番号6000012010023）
Copyright(C) 2017 金融庁 All Rights Reserved.

〒100-8967 東京都千代田区霞が関3－2－1 中央合同庁舎第７号館
電話番号：03-3506-6000